

お父さんだって育児休業がとれます!

育児休業は、男性、女性を問わず、子どもが1歳になるまでの希望する期間、取ることができる休業です。

うちの会社に、育児休業制度なんてあるのかな…?

育児休業は、法律に基づき労働者が請求できる権利です。仮にお勤め先に規定がない場合でも、申出をすれば休業することができます。

育児休業が取りたいなんて言ったら、会社を辞めさせられるかも…?

育児休業を理由とした解雇その他不利益な取扱いは法律で禁止されています。このような問題でお困りの場合は、厚生労働省 奈良労働局雇用均等室までご相談ください。

妻が専業主婦なのですが…?

妻が専業主婦である場合、労使協定により労働者本人からの育児休業申請を拒める制度がありました。改正によりこれが廃止され、すべての父親が必要に応じて育児休業を取得できるようになりました。

仕事が忙しく、とても育児休業を取れるような状況ではないというお父さん!子どもが生まれたら、まずは、5日間から始めてみませんか!

子どもとの良い関係づくりの第1歩として、年次有給休暇や各企業が独自に設けている配偶者出産休暇を活用して、出産時の入退院の付き添い等から育児を始めてみませんか!

育児・介護休業法についてのお問い合わせは

厚生労働省 奈良労働局 雇用均等室 (電話 0742-32-0210)

育児・介護休業法に関する厚生労働省ホームページは

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/index.html>

